

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の効率性と適法性を確保しつつ、健全に発展していくために必要な経営統治体制の整備や施策を実施することであり、経営上の最も重要な課題の一つと位置付けております。

さらに、この目的を実現するためにも、株主をはじめとする利害関係者への経営情報の適時開示(タイムリー・ディスクロージャー)に対応した体制を整備し、以って株主や投資家が適正に意思決定を行える環境を構築することにより透明性の高い経営を行っていく方針であります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則2-4】中核人材の登用等における多様性確保・人材育成等の方針に関する開示

当社グループは、その採用時において多彩な経験や価値観を踏まえて採用の判断をしており、適正配置や管理職登用等に至るまで、多様性の確保に努めております。

女性・外国人・中途採用者を区別することなく、常に適正な人材配置ができるよう、担当部署、担当会社社長、及びホールディング会社が人事を管轄し、従業員の能力が最大限活用されるよう努めております。

女性・外国人・中途採用者等による管理職の構成割合や人数の目標は設定しておりませんが、適材適所により役員や管理職への登用を図ってまいります。

【補充原則3-1】サステナビリティについての開示の充実

当社は、サステナビリティについての取組みにつきましては、経営上の重要課題であると認識しておりますが、今後の取組方針について、検討中になります。

【補充原則4-1】中期経営計画のコミットメント

中期経営計画については、当社グループの重要課題として認識しており、今後新しい体制のもと、計画の策定開示を検討しております。単年度予算の開示につきましては、開示を行っており、毎月取締役会において予実分析を行っております。

【補充原則4-1】最高経営責任者の後継者計画の監督

当社は、社長または最高経営責任者等の後継者につきましては、後継計画といった具体的な手続きプランはなく重大な問題と考えており、今後業績、人格、見識等を吟味して、候補者を絞り込み、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、取締役会及び経営会議等の場を通じて、また、グループ全体としても議論してまいります。

【補充原則4-2】業績連動報酬、株式報酬の適切な割合の設定

業務執行を担う取締役の報酬は、取締役の職務遂行の困難さ、取締役の責任の重さ、会社の業績、社員給与とのバランス、取締役報酬の世間相場を総合的に勘案し、中長期的な会社業績を鑑みたくて決定しております。株式報酬の導入等健全なインセンティブの導入につきましては採用していません。継続して研究、検討を重ねつつ、今後検討してまいります。

【補充原則4-2】サステナビリティを巡る取組みについての基本方針

当社は、サステナビリティを巡る取組みについて、重要課題であると認識しており、その取組方針及び取組内容など検討中であります。

【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用

当社は、社外取締役1名と社外監査役2名を独立役員として選任しております。今後、当社を取り巻く環境の変化により増員が必要であると判断した場合には、候補者の選定を行ってまいります。

【補充原則4-8】支配株主からの独立性の確保

当社グループは、取締役や主要株主等との利益が相反する重要な取引などにつきましては、独立社外取締役1名を含む取締役会の報告・審議・承認手続きにより行っております。

また、当社グループは、「関連当事者の開示に関する会計基準」および「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」に基づき当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性のある関連当事者を年1回調査し、当該関連当事者との取引の有無や当該取引の重要性を確認し、開示対象となる取引がある場合には開示しており、取引の内容及び条件については十分検証されております。

今後、必要であると判断した場合には、委員会等の設置を検討してまいります。

【補充原則4-10】指名・報酬に関する社外取締役の関与・助言

当社では、監査役会設置会社であります。独立社外取締役は1名であり、社外監査役2名と合わせ、役員10名のうち3名は社外役員となっております。取締役会において積極的に意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っております。

現時点においては、経営陣幹部・取締役の指名・報酬など重要な事項に関する検討に当たり、社外独立取締役の適切な関与・助言が得られておりますが、今後、独立した第三者専門家のアドバイス等を得て、任意の諮問委員会に発展できるよう、検討を重ねてまいります。

【原則5-2】経営戦略・経営計画の策定・公表

中期経営計画の策定・公表につきましては課題であると認識しておりますが、直近の当社を取り巻く外部環境の変化が大きく開示しておりませ

ん。

しかしながら、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む中長期的な経営戦略や対応すべき課題について、有価証券報告書や招集通知において、適宜報告させていただいております。

今後は、中期経営計画の策定・公表につきましては、課題であると認識しておりますので、検討してまいります。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

### 【原則1 - 4】政策保有株式

当社グループは、政策保有株式を保有しておりません。

### 【原則1 - 7】関連当事者間の取引

当社グループでは、取締役や主要株主等との競業取引及び利益相反取引について、取締役会での報告・審議・決議を要することとしております。また、当社グループは、「関連当事者の開示に関する会計基準」および「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」に基づき当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性のある関連当事者を年1回調査し、当該関連当事者との取引の有無や当該取引の重要性を確認し、開示対象となる取引がある場合には開示しております。

### 【補充原則2 - 4】中核人材の登用等における多様性確保・人材育成等の方針に関する開示

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりであります。

### 【原則2 - 6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社グループにおきましては、企業年金の積立金を行っていないため、財政状態への影響はありません。

### 【原則3 - 1】情報開示の充実

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、当社ホームページ等の様々な手段により、法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報（非財務情報も含む）を開示しております。

( ) 経営理念については、当社ホームページ等にて開示しております。経営戦略として、当社グループの主たる事業であります分譲マンション事業と収益物件事業について資源を集中させ、今後の成長に向けて事業基盤の強化に努めてまいります。多様化するニーズを的確に捉え、これに迅速に対応した商品企画とデザイン性の高い商品提供を目指し、新築分譲マンション、収益マンションの仕入、開発、販売を強化してまいります。

( ) 当社は、株主をはじめとする全てのステークホルダーの期待に応え、継続的な企業価値の向上を実現していくため、以下の基本方針に基づきコーポレートガバナンスの強化を図っております。

- ・ステークホルダーとの適切な関係
- ・株主に対する受託者責任を踏まえた経営
- ・適切な情報開示による経営の透明性確保
- ・説明責任を踏まえた株主との建設的な対話
- ・株主の権利・平等性の確保

( ) 当社の取締役報酬は、株主総会で決定された総額の範囲内で、取締役会から委任を受けた代表取締役社長が、取締役の職務遂行の困難さ、取締役の責任の重さ、会社の業績、社員給与とのバランス、取締役報酬の世間相場を総合的に勘案し、中長期的な会社業績を鑑みたくて、各取締役の具体的な報酬を決定しております。

( ) 取締役及び監査役の選任に係る基準については、経営理念を理解・実践し、経営を行う上で必要となるスキル・経験と実績を有し、事業発展に寄与できる人材であることです。特に、求められる適性としては、高い経営的知識・客観的で迅速な判断能力・先見性洞察力・バランス感覚を有していること、役員に足る品格と倫理観を有していること、専門分野における能力・知識・経験・実績を有していることです。

取締役および監査役の選任については、独立社外取締役を構成員に含む取締役会にて検討し、監査役については、監査役会における検討を経て、株主総会にて決定いたします。

取締役・監査役の解任については、役員として不正または不当な行為があった場合、または役員として適格性がないと認められる場合は解任することとしています。

解任の手続きについては、取締役会で決定します。

( ) 個々の取締役候補者及び監査役候補者について、選任議案を株主総会に上程するに際しては、候補者の選任理由を当該選任議案に係る株主総会参考書類において開示することとしております。

なお、解任については、解任事由が発生した場合のみ、開示を行います。

### 【補充原則3 - 1】サステナビリティについての開示の充実

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりであります。

### 【補充原則4 - 1】経営陣への委任範囲の明確化と概要の開示

当社は、経営の意思決定としての取締役会において法令及び定款に定められた事項、当社の重要事項等を決定しております。また、経営陣に委ねる範囲については、取締役会規程、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等において、取締役会の決議事項、代表取締役社長、各取締役、各部門の職務権限を明確化しております。

### 【原則4 - 9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、東京証券取引所が定める「独立性に関する判断基準」をもとに、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定しております。

### 【補充原則4 - 10】指名・報酬に関する社外取締役の関与・助言

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりであります。

### 【補充原則4 - 11】取締役会全体のバランス、多様性、規模に関する考え方

当社の役員選任の基準は、経営理念を理解・実践し、経営を行う上で必要となるスキル・経験と実績を有し、事業発展に寄与できる人材であることです。特に、求められる適性としては、高い経営的知識・客観的で迅速な判断能力・先見性洞察力・バランス感覚を有していること、役員に足る品格と倫理観を有していること、専門分野における能力・知識・経験・実績を有していることです。新任の取締役については、取締役による推薦、現任の取締役については、その業績評価等を踏まえ、代表取締役社長が候補者を取締役会に推薦し、取締役会において協議の上決定しております。

取締役の役職につきましては、同じく取締役による推薦に基づき代表取締役社長が候補者を取締役会に推薦し、取締役会において協議の上決定しております。監査役については代表取締役社長が候補者を監査役会に推薦し、監査役の同意を得た上で、取締役会において協議の上決定しております。社外取締役・社外監査役については、独立性に配慮して、候補の推薦を行っております。

当社の取締役会メンバーは、取締役6名、監査役4名で構成され、企業経営の経験者である社外取締役をはじめ、仕入、財務、人事総務等、特に金融機関出身者は財務・会計に関する十分な知見を有している者が3名あり、各専門領域に関する知識と経験を有した者でバランス良く構成されており、現時点において実効性と適正規模を両立しております。

#### 【補充原則4 - 11】取締役・監査役の兼任状況

当社の取締役・監査役には、当社の親会社の役員を兼任している者が取締役2名及び監査役1名ありますが、その数は合理的な範囲にとどまっており、その役割・責務を適切に果たすために必要な時間・労力を当社の取締役・監査役としての業務に振り向けております。

また、取締役及び監査役の他社での兼任状況につきましては、毎年確認したうえで、株主総会招集通知、有価証券報告書を通じ、毎年開示を行っております。

#### 【補充原則4 - 11】取締役会全体の実効性の分析・評価

当社では、取締役会の機能を向上させ、ひいては企業価値を高めることを目的として、取締役会の実効性につき、自己評価・分析を実施しております。

情報の迅速化、後継者育成、社外役員と社内役員の情報ギャップ等の問題について意見が出され、取締役会の機能の更なる向上、議論の活性化に向けた課題についても共有いたしました。社外役員の求めに応じて、随時、社員役員との情報共有の場を設けるようにし、情報格差是正に努めております。

今後、さらに、当社の取締役会では、課題について十分な検討を行ったうえで迅速に対応し、取締役会の機能を高める取り組みを継続的に進めてまいります。

#### 【補充原則4 - 14】取締役・監査役のトレーニングの方針

当社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針につきましては、これまでの経歴において、役員経験が初めての者に対して、経営企画部が指定する講座を受講することとしております。

その他に、当社の内容を理解するにあたり、子会社の取締役会及び重要な会議について、ご案内しております。

また、役員より希望がある場合には、内容に沿った講座を検索し、積極的に研修等に参加いただいております。

#### 【原則5 - 1】株主との建設的な対話に関する方針

当社は、株主からの対話の申込みに対して、積極的に対応しており、経営企画部長をIR担当部長として選任し、IR担当部長が、経営企画部、管理部等、関連する部署を横断的に管掌し、日常的な部署間の連携を図っております。投資家からの電話取材やスモールミーティング等の申し込みは、経営企画部において、積極的に受け付けており、また、投資家との対話の際は、インサイダー情報管理に留意しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
SBIホールディングス株式会社	14,705,000	51.95
永嶋秀和	2,795,600	9.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,160,800	4.10
SCBHK AC EFG BANK AG	1,030,000	3.64
永嶋 康雄	641,300	2.27
楽天証券株式会社	250,000	0.88
LGT BANK LTD	194,900	0.69
上田八木短資株式会社	180,100	0.64
宮本 晋一	174,600	0.62
奥田 晃久	174,600	0.62

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無 更新

SBIホールディングス株式会社(上場:東京)(コード)8473

補足説明 更新

2022年9月21日に、親会社でありました株式会社アスコットが当社の所有株式をすべてをSBIホールディングス株式会社へ譲渡したことにより、親会社の異動がありました。



**会社との関係についての選択項目**

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
明石 昌			不動産に関する豊富な経験と実績、専門的かつ幅広い知見及び高い経営視座を有しており、その経験と視座を客観的、経営的視点等から当社の強化及び成長に活かしていただけると判断し選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

**【監査役関係】**

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は四半期に1回以上面談し、監査法人から監査の報告を受け、意見交換を行うことで連携を図るとともに、第2四半期及び期末決算における監査報告会議にも必ず出席し、監査役としての意見を述べてまいります。

監査役と内部監査室とは毎月定例の連絡会を開催し、また、監査業務の効率化を図るため共同で監査を行うことで、連携を図ってまいります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
三枝 龍次郎	他の会社の出身者													
山上 友一郎	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

## 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三枝 龍次郎		三枝監査役は、平成元年まで当社と取引のある株式会社第一勧業銀行(現 株式会社みずほ銀行)の業務執行者でありましたが、退職してから相当期間が経過し、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断しております。	当社グループと利害関係のない独立性の高い人物を経営陣として参画させることによって、当社取締役会の運営をはじめとするコーポレートガバナンスを適切に維持し、常に企業価値及び株主全体の利益を最大化してゆくことを目的としております。そして、独立役員として選任する三枝龍次郎氏については、このような重責を担うだけの能力、経験、人格を兼ね備えていると判断しております。
山上 友一郎			公認会計士として財務及び企業監査に関する専門的な知識、豊富な経験と高い見識を有しており、当社監査体制の一層の強化を図るための有益な助言や提言が期待できるものと判断しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の数 更新 3名

## その他独立役員に関する事項

社外取締役である明石昌氏を独立役員として選任しております。長年にわたり大和ハウス工業(株)グループ企業のトップを務めた経験から、不動産に関する豊富な経験と実績、専門的かつ幅広い知見及び高い経営視座を有しており、その経験と視座を客観的、経営的視点等から当社の経営体制の強化及び成長に活かしていただけるものと判断しており、また、同氏と一般株主の間には利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

社外監査役である三枝龍次郎氏を独立役員として選任しております。金融業界における経験を活かし、様々な財務・会計に関する知識を有しており、当社におきましても客観的な立場で監査・監督を行っております。また、同氏と一般株主様との間に利益相反の生じるおそれがないと判断しております。

社外監査役である山上友一郎氏を独立役員として選任しております。公認会計士として豊富な経験を有しており、また、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

社内取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員を付与対象者としたストックオプション制度を導入していましたが、2020年7月14日に権利行使期間が終了しております。今後、検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者

**【取締役報酬関係】**

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

当社の取締役及び監査役に対する報酬については、社内取締役・監査役及び社外取締役・監査役の別に各々の総額を開示いたします。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

取締役の報酬限度額については、平成23年9月13日開催の第1期定時株主総会において年額500,000千円以内、監査役の報酬限度額については、平成23年9月13日開催の第1期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。  
 具体的報酬額につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、代表取締役社長に一任する旨を取締役会決議しており、代表取締役社長は各取締役の職責を勘案の上その額を決定しております。

**【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】**

社外取締役及び社外監査役の取締役会にかかる事項につきましては、管理部がサポートし、その他の事項につきましては経営企画部がサポートしてまいります。

**2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新****

当社は監査役制度を採用しており、取締役会と監査役会により業務執行の監査及び監視を行ってまいります。

(1) 取締役会

取締役会は取締役6名(社外取締役1名を含む)で構成されております。定時取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、会社法で定められた事項及び当社の経営に関する重要事項等について審議・決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行ってまいります。

(2) 監査役会

当社の監査役会は、監査役4名(うち社外監査役2名)によって構成されております。監査役会を毎月開催し、常勤監査役が監査計画に即して行った監査役監査について議論を行い、具体的問題について十分に分析・検討した上で、経営改善に繋げてまいります。また、常勤監査役は取締役会及びグループ経営会議やコンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況を監査し検証してまいります。

(3) コンプライアンス委員会

当社グループでは、法令や企業倫理の遵守等のコンプライアンスを経営の重要課題の一つとしております。その統制方針、体制、行動規範を定めたコンプライアンス管理規程を定め、それに基づき当社の代表取締役社長を委員長として各部署より選任された委員によって構成されるコンプライアンス委員会を随時開催し、様々なコンプライアンス上の課題の検討並びに全役員を対象とした研修を行ってまいります。

(4) 内部監査

当社は、内部牽制及び経営効率の向上を目的として、代表取締役社長直属の内部監査室を設置し、年間の内部監査計画に基づく内部監査を

行ってまいります。内部監査室は、その結果を定期的に代表取締役社長に報告し、内部統制の整備を推進するとともに、各部と協力の上、改善策の指導、実施・助言を行い、改善指摘事項については、フォローアップ監査で改善確認を行ってまいります。

(5) 会計監査の状況

当社の会計監査業務を遂行する公認会計士は若尾典邦氏及び今井修二氏となっており、その補助者は公認会計士3名、その他8名であり、いずれもアスカ監査法人に所属しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役会に対する十分な監視機能を発揮するため、社外取締役を1名とし、監査役4名のうち2名を社外監査役としています。また、社外取締役1名及び社外監査役2名を独立役員として選任しております。これらの体制により、監査役設置会社として十分なコーポレート・ガバナンスを構築しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限(開催日の2週間前)より早期に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算は6月であり、株主総会が9月であるため、集中しない時期となっております。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社「CJ」が運営する議決権電子行使プラットフォームに参加し、機関投資家の議決権行使環境の向上に努めております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知における狭義の招集通知及び参考書類について、英訳版を提供しております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部が担当いたします。	有

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	モデルルーム周辺エリアにおける清掃作業などの社会貢献活動を行ってまいります。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

< 内部統制システム構築の基本方針 >

当社は会社法及び会社法施行規則に基づく「内部統制システム構築の基本方針」を以下の通り定め、内部統制システムの更なる構築に努めるとともに、社会経済情勢等の変化に対応し、管理体制の継続的な改善と向上を図っております。

- 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 取締役会は「取締役会規程」に取締役会決議・報告事項等を定め、当該決議・報告事項等の定めにより会社の業務執行を決定する。
- (2) 社外取締役を招聘し、取締役会が適法に行われていることを独立的な立場から監督する。
- (3) 取締役の職務執行状況は、監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
- (4) 代表取締役を「コンプライアンス管理規程」の実施統括責任者とし、「コンプライアンス委員会」が実施の推進及び管理を行う。
- (5) 「公益通報者保護規程」に基づき、監査役を窓口とした社内通報制度を設け、内部監視体制を強化する。
- (6) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、いかなる取引も行わず、毅然とした態度で臨み、不当要求があった場合は、警察及び顧問弁護士等との連携を図り組織的に対応する。



## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 株主総会議事録、取締役会議事録については、「取締役会規程」「文書管理規程」に則り、保存及び管理する。

(2) 取締役の職務執行に係わる情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

## 3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会において、的確な意思決定ができるよう社外取締役を招聘し、適正な取締役員数をもって構成する。

(2) 全社的な企業目標を定め、その浸透を図るとともに、この目標に向けて当社及び子会社が実施すべき具体的な目標を定める。各業務の執行については、「職務権限規程」「業務分掌規程」その他の規程に定める権限と責任および実施手続きにより効率的な業務執行体制とする。

(3) 取締役会は、定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

## 4. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス管理規程」に基づき運用し、コンプライアンス体制を強化する。

(2) 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を設置、各部門の業務プロセス等を監視し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。

(3) 監査役を窓口とした社内通報制度を「公益通報者保護規程」に基づき運用し、内部監視体制を強化する。

(4) 監査役は、当社及び子会社の法令順守体制及び社内通報制度の運用に問題があると認めるときは、取締役会に対して適宜適切に意見を述べるとともに、必要があるときには改善策の策定を求めることができる。

## 5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役を補助すべき使用人を当社内に置くものとする。

## 6. 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

(1) 監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指示に従って、専らその監査職務の補助を行うものとし、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。

(2) 監査役の職務を補助する使用人の任命・異動は、監査役の同意を得るものとする。

## 7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、各監査役からの要請に応じ、職務執行に関する事項を報告する。

(2) 監査役は、取締役会のほかグループ経営会議、コンプライアンス委員会その他重要な会議又は委員会に出席し、必要があると認めるときは、適宜適切に意見を述べるとともに、必要があるときには改善策の策定を求めることができる。

(3) 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。

(4) 社内通報窓口を利用して、当社及び子会社の全従業員が直接監査役に内部通報ができる体制とする。

(5) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保する。

## 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役が、代表取締役に対する独立性を保持しつつ適正かつ実効的な監査を行える体制とする。

(2) 代表取締役は、監査役と定期的な会議を開催し、監査役が意見または情報の交換ができる体制とする。

(3) 内部監査部門は、監査役との連絡会議を定期的に、また必要に応じて開催し、取締役等及び使用人の業務の適法性・妥当性について監査役が報告を受けることができる体制とする。

(4) 監査役が、会計監査人及び子会社の監査役と円滑に連携できる体制とする。

## 9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 当社及び子会社は、財務報告の信頼性確保のため、金融商品取引法等の関係法令に基づく適切な内部統制を整備及び運用する体制を構築し、その体制を継続的に評価し、必要な是正措置を行うものとする。

(2) 内部統制報告制度に対応するため、当社及び子会社のIT統制のための基本規程として情報システム管理規程等を制定し、当社システム担当部門について他業務部門からの独立性を確保する。

## 10. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 「リスク管理規程」を制定し、重大な影響を与えるリスクへの即応体制を整備する。

(2) 有事の際には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、危機管理対策にあたる。

## 11. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 「関係会社管理規程」を定め、子会社を管理する当社担当役員が、当社に準じて子会社を管理する。

(2) 当社の役職員が子会社の取締役就任することにより、当社が、子会社の業務の適正を監視できる体制とする。

(3) 子会社は、業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。

(4) 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社から定期的に業務内容の報告を受け、子会社の重要な決定については事前協議を行うこと等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。

(5) 当社と子会社との取引、子会社間の取引については、客観性を確保するものとする。

(6) 当社及び子会社の監査役は、子会社の法令及び定款等への適合性を確認する。

(7) 子会社において、法令及び定款等に違反またはその懸念がある事象が発生した場合、速やかに当社及び子会社の社長等に報告する体制を確保する。

(8) 監査役を窓口とした社内通報制度は、当社のみならず子会社にも適用し、周知徹底をはかるとともに、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない体制を確保する。

(9) 子会社を当社の内部監査部門による定期的な監査の対象とし、その結果を当社及び子会社の社長等に報告し、各部門と協力の上、改善策の指導、実施の支援・助言等を行う。

(10) 子会社が当社に準じて実施する内部統制上のリスク及び損失の危険の管理は、当社もその評価に関与する。

(11) 海外の子会社については、当該国の法令等の遵守を優先し、可能な限り本方針に準じる。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

< 反社会的勢力排除に向けた体制の整備等 >

### 1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、いかなる取引も行わず、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針としております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

対応統括部署：管理部総務人事課

不当要求防止責任者：管理部長

(2) 外部の専門機関との連携

特殊暴力防止対策連合会に加入するなど、平素より外部の専門機関との連携を深め、反社会的勢力への対応に関する指導を受けてまいり

ます。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

対応統括部署において、外部の専門機関の定例会及び研修会に出席し、反社会的勢力に関する最新情報を共有するとともに、かかる情報を社内への注意喚起等に活用する。

(4) 対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力への対応に関する要領を定め、社内各部に配布する。

(5) 研修活動の実施状況

外部講師を招いての研修会を実施し、反社会的勢力による被害の未然防止に向けた活動を推進する。

## その他

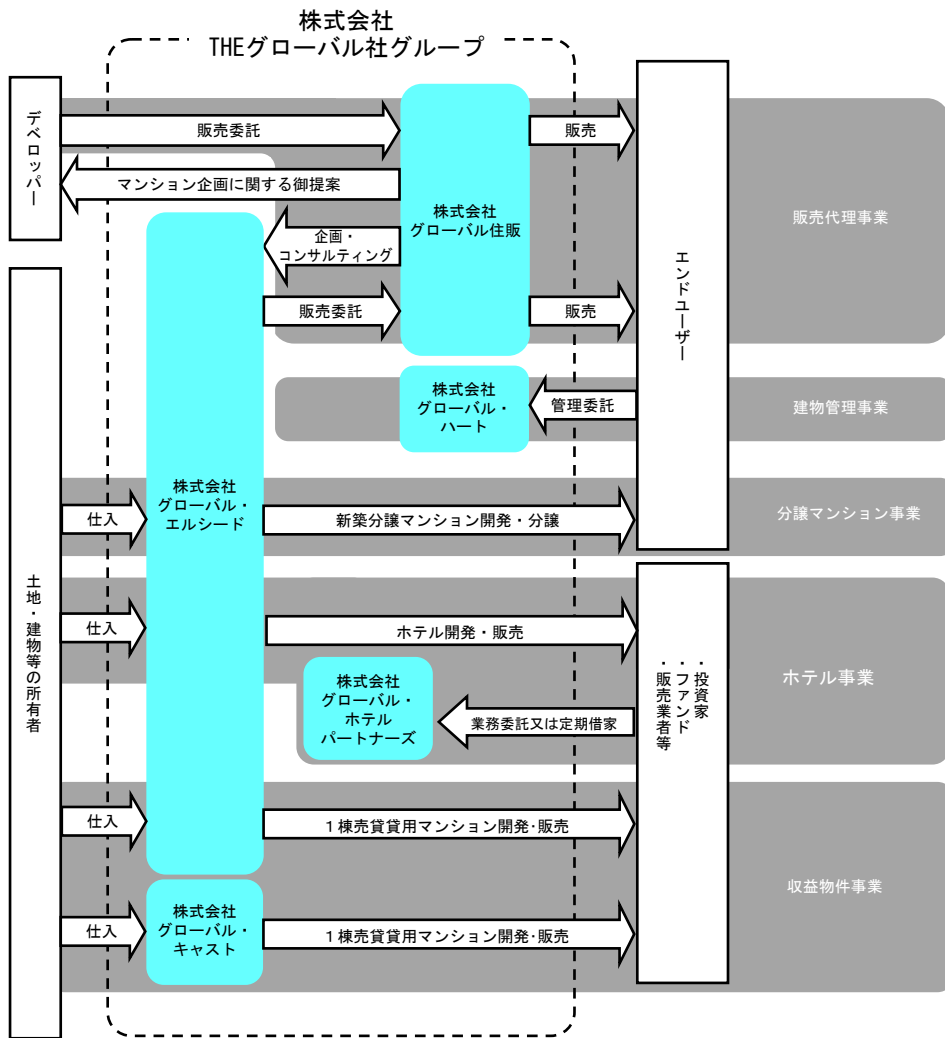
### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当する事項はございません。



## 【適時開示フロー（模式図）】

